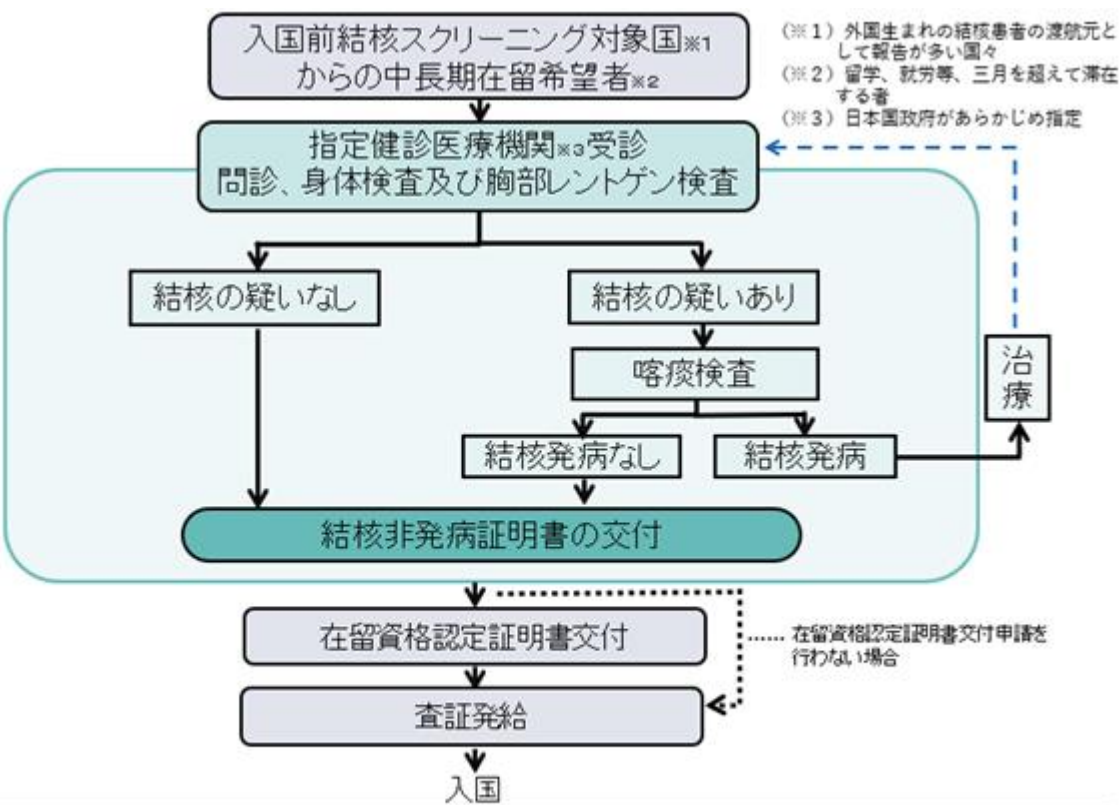


今回のテーマ「入国前結核スクリーニング」について

入国前結核スクリーニングの実施について発表になりました。
詳しくは厚労省 HP をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kan-senshou03/index_00006.html

入国前結核スクリーニングの流れ



※1 対象国の指定健診医療機関については、検査・診療の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。
※2 医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。
※3 結果はJ-IMS（JPETS情報管理システム）にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

入国前結核スクリーニングの対象国と開始時期

入国前結核スクリーニングは、調整がついた対象国から順次開始し、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けの期日は以下のとおりとする。

	健診受付開始	結核非発病証明書提出義務付け
フィリピン、ネパール	令和7年3月24日予定	令和7年6月23日予定
ベトナム	令和7年5月26日予定	令和7年9月1日予定
インドネシア、 ミャンマー、中国	開始に向け調整中 (※開始が決定され次第公表予定)	左に同じ